

平成27年1月

お客さま各位

株式会社中国銀行

「電子交付サービス取扱規定」一部改定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

株式会社中国銀行では、平成27年1月よりNISA制度が一部改正されることにともない、平成27年1月20日(火)に「電子交付サービス取扱規定」の一部改定を実施いたします。なお、改定後の規定は平成27年1月5日(月)に遡って適用させていただきます。

つきましては、別紙『新旧対照表』にて変更後の規定の内容をお読みいただき、異議のある場合は、平成27年1月19日(月)までに下記【お問い合わせ先】までお申出ください。異議のお申出のない場合は、「電子交付サービス取扱規定」10.(規定の改定)(4)の定めるところにより、改定にご同意いただいたものとして取扱いいたしますので、ご了承ください。

お客さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、今後とも引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【主な改定事項】

NISA制度実施に伴う交付対象書類を追加いたしました。(規定3.)

当行の事務運行の実態に沿った記載に変更・追加いたしました。

○対象書面について、「紙媒体で交付した場合は電子交付での再交付は行われぬ」、「電子交付により交付した場合は紙媒体での再交付は行われぬ」旨記載(規定7.)

○電子交付サービスの解約条件について、記載を変更・追加(規定8.)

・「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス」の利用可能なご本人口座から投資信託口座を解除した場合 等

改定内容につきましては、別紙『新旧対照表』をご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】 株式会社中国銀行 市場管理部

TEL: 0120-225-666

(受付時間) 平日9:00~17:00

(土・日・祝日・休日および12/31~1/3、
5/3~5/5を除きます)

以上

「電子交付サービス取扱規定」の改定(予定)新旧対照表

(平成 27 年 1 月 20 日改定予定)

下線部が改定箇所

改定後	現行
<p>1.(規定の趣旨) (現行どおり)</p>	<p>1.(規定の趣旨) (省略)</p>
<p>2.(法令等の遵守)</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定を遵守するものとします。 <u>なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあり、本サービスの取扱いは変更後の規定に従うものとします。</u></p> <p>(2) この規定に定めのない事項については、「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託受益証券等の保護預り約款」、「累積投資約款」、「投資信託定期・定額購入サービス約款」、「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」、「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」、「<u>非課税上場株式等管理に関する約款</u>」等の各規定により取扱います。<u>なお、各規定における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものと読み替えます。</u></p>	<p>2.(法令等の遵守)</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定を遵守するものとします。</p> <p>(2) この規定に定めのない事項については、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定、投資信託受益権振替決済口座管理約款、投資信託受益証券等の保護預り約款、累積投資約款、投資信託定期・定額購入サービス約款、特定口座に係る上場株式等保管委託約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款等の各規定により取扱います。</p>

改定後	現行
<p>3.(対象書面)</p> <p>(1) 当行が、本サービスにより電子交付する書面は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面のうち、当行が次の各号に定めるものとします(「<u>特定口座年間取引報告書</u>」等一部の書面は、<u>引続き紙媒体による交付となります</u>)。</p> <p>(ア) 取引報告書</p> <p>(イ) 取引残高報告書</p> <p>(ウ) 収益分配金のご案内</p> <p>(エ) 運用報告書</p> <p>(オ) 償還金のご案内</p> <p>(カ) 収益分配金再投資のご案内</p> <p>(キ) 特定口座内保管上場株式等払出通知書</p> <p>(ク) 特定口座譲渡損益額のお知らせ</p> <p>(ケ) ご投資状況のお知らせ</p> <p>(コ) お取引店・口座変更のお知らせ</p> <p>(サ)「指定預金口座」ご確認のお願い</p> <p>(シ) 定期・定額購入契約のご案内</p> <p><u>(ス) 少額投資非課税口座(NISA口座)開設のご案内</u></p> <p><u>(セ) NISA非課税管理勘定再設定のご案内</u></p> <p><u>(ソ) 非課税口座内保管上場株式等払出通知書</u></p> <p><u>(タ) 当行が後記(2)に定める方法により公表した書面</u></p> <p><u>(チ) その他当行が電子交付を行うことが必要と判断した書面</u></p> <p>(2) 当行が電子交付する書面の種類や内容を追加または変更する場合は、事前にホームページへの掲示、その他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。</p>	<p>3.(対象書面)</p> <p>(1) 当行が、本サービスにより電子交付する書面は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面のうち、当行が次の各号に定めるものとします。</p> <p>(ア) 取引報告書</p> <p>(イ) 取引残高報告書</p> <p>(ウ) 収益分配金のご案内</p> <p>(エ) 運用報告書</p> <p>(オ) 償還金のご案内</p> <p>(カ) 収益分配金再投資のご案内</p> <p>(キ) 特定口座内保管上場株式等払出通知書</p> <p>(ク) 特定口座譲渡損益額のお知らせ</p> <p>(ケ) ご投資状況のお知らせ</p> <p>(コ) お取引店・口座変更のお知らせ</p> <p>(サ)「指定預金口座」ご確認のお願い</p> <p>(シ) 定期・定額購入契約のご案内</p> <p>(2) 当行が電子交付する書面の種類や内容を変更する場合は、事前にホームページへの掲示、その他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。</p>

改定後	現行
<p>4.(本サービスの方法)</p> <p>(1) 当行が行う本サービスは、お客さまに登録いただいたメールアドレスに電子メールで書面を送付し、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキング認証内画面において、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号八の方法）により行います。</p> <p>(2) 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (現行どおり)</p> <p>(エ) 当行は次の場合を除き、お客さまが当該電子書面を閲覧可能となる日より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。</p> <p>(a) 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合</p> <p>(b) 当行がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合</p> <p><u>(c) 後記8.の本サービスの解約条件のいずれかに該当する場合および電子書の正確性を確保する場合等、当行がやむを得ないと判断する場合</u></p>	<p>4.(本サービスの方法)</p> <p>(1) 当行が行う本サービスは、お客さまに登録いただいたメールアドレスに電子メールで書面を送付し、ちゅうぎんインターネットバンキング認証内画面において、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号八の方法）により行います。</p> <p>(2) 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (省略)</p> <p>(エ) 当行は次の場合を除き、お客さまが当該電子書面を閲覧可能となる日より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。</p> <p>(a) 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合</p> <p>(b) 当行がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合</p>

改定後	現行
<p>5.(本サービスの申込)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします(対象書面を受信するために、お客さま自身の管理に属する受信可能な電子メールアドレスの登録が必要です)。</p> <p>(2)(3)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>5.(本サービスの申込)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>(2)(3)</p> <p>(省略)</p>
<p>6.(本サービスの提供条件)</p> <p>当行は、次の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客さまが「<u>ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス</u>」をご契約いただくとともに、<u>利用可能なご本人口座の種類に投資信託口座を設定いただいていること</u>。</p> <p>(3) <u>お客さま自身の管理に属する電子メールアドレスを登録いただいていること</u>。</p> <p>(4)~(7)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>6.(本サービスの提供条件)</p> <p>当行は、次の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>お客さまは当行のインターネットバンキングサービスで投資信託をご利用いただいていること</u>。</p> <p>(3) <u>お客さまの電子メールアドレスを登録いただいていること</u>。</p> <p>(4)~(7)</p> <p>(省略)</p>
<p>7.(お客さまの承諾事項)</p> <p>当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客さまに承諾をいただきます。</p> <p>(1)(2)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) <u>紙媒体により交付された対象書面(本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む)について、電子書面での再交付は行われないこと</u>。</p>	<p>7.(お客さまの承諾事項)</p> <p>当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客さまに承諾をいただきます。</p> <p>(1)(2)</p> <p>(省略)</p>

改定後	現行
<p>(4) 電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む）について、本サービス提供期間中および終了後も紙媒体での再交付は行われ<u>ないこと。</u></p> <p>(5) 後記8.により本サービスが終了する場合、電子書面により交付した対象書面につき、紙媒体でも交付する<u>場合があること。</u></p> <p>(6) 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する<u>場合があること。</u></p> <p>(7) 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する<u>場合があること。ただし、緊急点検等の必要性またはその他の合理的理由がある場合は、お客さまにあらかじめ通知することなく、本サービスの全てもしくは一部のサービスを中断する<u>場合があること。</u></u></p> <p>(8) 電子交付された対象書面の記載事項と、当該対象書面をお客さまご自身で印刷または電磁媒体で出力した記載事項に不一致がある場合、当行または当行が契約しているデータセンター等に保有している記載事項を優先すること。</p>	<p>(3) 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する<u>場合があること。</u></p> <p>(4) 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行のデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する<u>場合があること。</u></p>

改定後	現行
<p>8.(解約)</p> <p>当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約させていただきます。</p> <p>(1) お客様が当行所定の申込方法により本サービスの解約を申出て、当行がこれを確認した場合。</p> <p>(2) お客様が「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス」を解約した場合または利用可能なご本人口座の種類から投資信託口座の設定を解除した場合。</p> <p>(3) お客様の「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座が解約された場合。</p> <p>(4) 当行の判断により、当行すべてのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。</p> <p>(5) お客様が、前記2.に定める法令等に違反した場合</p> <p>(6) お客様が、前記6.に定めるいずれかの要件を欠くに至った場合。</p> <p>(7) お客様がこの規定に違反した場合。</p> <p>(8) お客様が後記10.に定める本取扱規定の改定に関する通知または掲載を受け、当該改定に同意されない場合。</p> <p>(9) お客様について相続が発生した場合。</p> <p>(10) 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。</p>	<p>8.(解約)</p> <p>(1) 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約させていただきます。</p> <p>(ア) お客様が当行所定の申込方法により本サービスの解約を申出て、当行がこれを確認した場合。</p> <p>(イ) お客様が、前記2.に定める法令等に違反した場合その他お客様による本サービスの利用が不相当であると当行が判断した場合。</p> <p>(ウ) お客様の「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座が解約された場合。</p> <p>(エ) お客様が後記10.に定める本取扱規定の改定に関する通知または掲載を受け、当該改定に同意されない場合。</p> <p>(オ) 当行の判断により、当行すべてのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。</p> <p>(2) お客様がちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスの利用を解約した場合は、<u>本サービスについても同時に解約するものとします。</u></p>
<p>9.(利用手数料)</p> <p>本サービスの利用手数料は無料です。<u>ただし、インターネット接続に関する費用等は、お客様のご負担になります。</u></p>	<p>9.(利用手数料)</p> <p>本サービスの利用手数料は無料です。</p>

改定後	現行
<p>10.(規定の改定)</p> <p>(1)(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、当行が改定の影響が軽微であると判断した場合には、前項に定める通知に代え、当行のホームページ等への掲載によって代えることができるものとしします。</p> <p>(4) (2)の通知または前項の掲載が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議の申出がない場合は、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>10.(規定の改定)</p> <p>(1)(2) (省略)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、当行が改定の影響が軽微であると判断した場合には、前項に定める通知に代え、当行のホームページへの掲載を行うことができるものとしします。</p> <p>(4) (2)の通知または前項の掲載が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議の申出がない場合は、規定の改定に同意したものとして取扱います。</p>
<p>11.(免責事項)</p> <p>次に掲げる事項について生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前記7.(7)のメンテナンスのために本サービスの全部もしくは一部が中断され、一時的に利用できないこと。</p> <p>(3)(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータシステム等の障害による電子交付の遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。</p>	<p>11.(免責事項)</p> <p>次に掲げる事項について生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前記7.(4)のメンテナンスのために本サービスが中断され、本サービスを一時的に利用できないこと。</p> <p>(3)(4) (省略)</p> <p>(5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータ等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。</p>
<p>12.(合意管轄)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>12.(合意管轄)</p> <p>(省略)</p>
<p>附 則</p> <p>本規定は、平成27年1月5日に遡って適用させていただきます。</p> <p>(平成27年1月20日現在)</p>	<p>(今回追加)</p>

以上